

事務連絡

平成 24 年 11 月 21 日  
(最終改正) 事務連絡  
令和 3 年 12 月 24 日

都道府県知事  
各 市 町 村 長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室長

#### 障害者虐待防止法に関する Q & A について

障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「障害者虐待防止法に関する Q & A について」を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、関係機関等への周知方よろしくお願いいたします。

## 障害者虐待防止法に関するQ & A

### 【総論】

(障害者の定義)

問1 障害者虐待防止法における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されているが、障害者基本法における「その他の心身の機能の障害」とは、どのような障害が対象となるのか。

(答)

- 障害者基本法の定義では、難病等に起因する障害など、必ずしもそのまま身体障害、精神障害、知的障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「その他の心身の機能の障害」として含まれるものと整理されている。
- これらに該当するか否かについて、いずれの手帳も取得していない場合には、当事者や家族などからの聞き取りに基づき、例えば、自立支援医療や特定疾患医療の受給者証や診断を受けた根拠となるものの確認、診断を受けた医師に本人から問い合わせを行っていただくなどの確認方法が考えられる。

(虐待防止ネットワーク)

問2 障害者虐待の防止や早期の発見等のための虐待防止ネットワークは、児童虐待や高齢者虐待の防止のための既存のネットワークと一体的に構築することは可能か。

(答)

- 一体的に構築することは可能であるが、障害者虐待の防止に係る固有のメンバー（障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、使用者虐待に対応する関係機関など）に新たに参加してもらうことに留意する必要がある。
- また、既存のネットワークのうち、要保護児童対策地域協議会については、児童福祉法上、構成メンバー等に守秘義務、構成する関係機関に公示義務等が課されており、障害者虐待への対応体制と一体的に構築する場合は、すべてのメンバーに当該義務等が課されることになるので、十分留意するとともに、要保護児童対策地域協議会の本来の機能が損なわれないように配慮されたい。

(通報・届出)

問3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。

(答)

- 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたとと思われる場合には、都道府県は、市町村へ通報の内容を連絡する旨を通報

者に伝えた上で、市町村へ連絡することとなる。

(市町村障害者虐待防止センター)

問4 「市町村障害者虐待防止センター」という名称は、必ずこのようにつけてなくてはならないか。

(答)

- 法律上、この名称を使うことは明確に義務づけられてはいないが、障害者や地域住民からみて、法に基づく虐待の相談・通報の窓口であることが明確に分かるように、「〇〇市障害者虐待防止センター」という名称を掲げることが望ましい。

(事実確認及び立入調査の委託)

問5 障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託することは可能か。

(答)

- 市町村が、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた障害者の安全の確認及び通報又は届出に係る事実の確認のための措置について、基幹相談支援センターに委託することは差し支えない。

ただし、障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、公権力の行使として市町村が行うものであるため、基幹相談支援センターが行う場合であっても、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る。）が行う必要がある。

また、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、障害者虐待防止法第9条第1項の事実確認についても、立入調査権を持つ市町村（市町村が自ら設置する基幹相談支援センターを含む。）が自ら行う必要がある。

なお、市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有しない者）が、市町村が行う立入調査に同行することは差し支えないが、あくまで調査対象者の同意の下に立ち入るものであることに留意すること。

また、市町村障害者虐待防止対応協力者に委託することができる業務は、障

害者虐待防止法第 33 条に規定されているとおりであり、障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた場合の安全確認や事実確認及び障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に定める立入調査は含まれていない。

問 5 の 2 障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務を基幹相談支援センターに委託した場合、また、障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に基づき、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者）が立入調査を行う場合、守秘義務は適用されるのか。

（答）

- 市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 77 条の 2 第 6 項に基づき守秘義務が適用される。

また、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員については、地方公務員法第 34 条第 1 項に基づき守秘義務が適用される。

（都道府県障害者権利擁護センター）

問 6 障害者虐待防止法第 36 条第 2 項第 2 号において、都道府県障害者権利擁護センターの業務として、「市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整」とあるが、どのようなケースが想定されるのか。

（答）

- 例えば、障害者福祉施設における虐待事案において、利用者全員を別の施設に保護しなければならない場合に、市町村が受け入れ先を探す際、都道府県障害者権利擁護センターが相互間の連絡調整を行うことなどが考えられる。

#### 【養護者による障害者虐待】

（市町村障害者虐待対応協力者）

問 7 障害者虐待防止法第 9 条第 1 項において、「第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者」とあるが、どのような者を想定しているのか。

（答）

- 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」のⅡ－１－（３）「虐待防止ネットワークの構築」に示している者や、Ⅱ－３－（５）－ア「虐待対応ケース会議の開催」の「個

別ケース会議のメンバー構成（例）」に示している者などを想定している。

（通報等を受けた場合の措置）

問 8 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項において、「当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして」とあるが、

- ① 「みなして」とは、どのような行為や判断を経て行うべきか。
- ② 「みなし」た後は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法のどちらの法律を適用すべきか。

（答）

- 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項に基づく措置が必要と判断されれば、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなすこととなる。
- 「みなし」た場合には、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定を講じた場合に、被虐待者に適切な施設やサービスの利用が可能となるかという観点で適用する法律を選択することとなる。

（立入調査）

問 9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可能か。

（答）

- 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員であることの証明書」であることが求められることから、市町村（長）においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯させる必要がある。
- なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」のⅡ－３－（４）－オ「立入調査の留意事項」を参照されたい。

（立入調査）

問 10 障害者虐待防止法第 12 条第 1 項では、「必要があると認めるときは」警察署長に対し援助を求めることができるとあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。

（答）

- 立入調査を行う際に養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市町村職員だけでは職務遂行をすることが困難な場合を想定している。
- なお、警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が警察法や警察官職務執行法等の法律により与え

られている任務と権限に基づいて行う措置であり、警察に調査業務そのものの補助を求めることはできない。

(やむを得ない事由による措置)

問 11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいのか。

(答)

○ 差し支えない。

なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等を改正し、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記している。

○ 詳細については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）の第二－１の「（７）定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について」を参照されたい。

(他法との兼ね合い)

問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

○ 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになる。

○ 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。

○ また、障害者虐待を受けた 65 歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援

施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。

- 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。

【参考～市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き～】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

| 所在<br>場所<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>年齢 | 在宅<br>(養護者・<br>保護者)                                                                                  | 福祉施設・事業                                                                                                  |                                                                            |                                                                                                                            |                                                                          |                                                              |                                                                          | 企業                                                                         | 学校<br>病院<br>保育<br>所                                                       |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                                                    |                                                                                                      | 障害者総合支<br>援法                                                                                             |                                                                            | 介護保険<br>法等                                                                                                                 | 児童福祉法                                                                    |                                                              |                                                                          |                                                                            |                                                                           |
|                                                    |                                                                                                      | 障<br>害<br>サ<br>ビ<br>事<br>所<br>(入<br>所<br>系<br>、<br>日<br>計<br>、<br>訪<br>問<br>系<br>、<br>GH<br>等<br>含<br>む) | 相<br>談<br>支<br>援<br>事<br>業<br>所                                            | 高<br>齢<br>者<br>施<br>設<br>等<br><br>(入<br>所<br>系<br>、<br>通<br>所<br>系<br>、<br>訪<br>問<br>系<br>、<br>居<br>住<br>系<br>等<br>含<br>む) | 障<br>害<br>児<br>通<br>所<br>支<br>援<br>事<br>業<br>所                           | 障<br>害<br>児<br>入<br>所<br>施<br>設<br>等<br><br>※3               | 障<br>害<br>児<br>相<br>談<br>支<br>援<br>事<br>業<br>所                           |                                                                            |                                                                           |
| 18歳<br>未<br>満                                      | 児童虐待<br>防止法<br><br>・被虐待<br>者支援<br>(都道府<br>県)<br>※1                                                   | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>法<br><br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>市<br>町<br>村)                               | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>法<br><br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>市<br>町<br>村) | —                                                                                                                          | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>(令)<br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>市<br>町<br>村) | 児<br>童<br>祉<br>法<br><br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>県)<br>※4 | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>(令)<br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>市<br>町<br>村) | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>法<br><br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>市<br>町<br>村) | 障<br>害<br>者<br>待<br>止<br>法<br><br>・間接<br>的防<br>止措<br>置(施<br>長・<br>理<br>者) |
| 18歳<br>以<br>上<br><br>65歳<br>未<br>満                 | 障<br>害<br>者<br>虐<br>待<br>防<br>止<br>法<br><br>・被虐待<br>者支援<br>(市町村)                                     |                                                                                                          |                                                                            | —                                                                                                                          | (20<br>歳ま<br>で)<br>※2                                                    | 【20<br>歳で】                                                   | —                                                                        |                                                                            |                                                                           |
| 65歳<br>以<br>上                                      | 障<br>害<br>者<br>虐<br>待<br>防<br>止<br>法<br>高<br>齢<br>者<br>虐<br>待<br>防<br>止<br>法<br>・被虐待<br>者支援<br>(市町村) |                                                                                                          |                                                                            | 高<br>齢<br>者<br>虐<br>待<br>防<br>止<br>法<br>・適切な<br>権限行<br>使(都<br>道府<br>県・市<br>町<br>村)                                         | —                                                                        | —                                                            | —                                                                        |                                                                            |                                                                           |

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

(基準該当事業所)

問 13 基準該当事業所で従事する職員は、障害者虐待防止法で規定される「障害者福祉施設従事者等」に含まれるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

問 14 やむを得ず身体拘束を行う場合には、個別支援計画に盛り込むことが求められているが、切迫性がある場合などは、どのように対応すべきか。

(答)

- 身体拘束は、やむを得ない場合を除き身体的虐待とされており、また、やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす場合とされている。
- この場合、組織による決定と個別支援計画への記載が求められる。また、緊急性が高く、個別支援計画への記載が間に合わない場合においても、事後に可及的速やかに個別支援計画に記載することが必要となる。

(市町村から都道府県への報告)

問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画することは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続きを省略することは可能か。

(答)

- 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支えない。
- 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。
- なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」のⅢ－３－（３）「市町村から都道府県への報告」の「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」を参照されたい。

(通報等を受けた場合の措置)

問 16 障害者が入所している障害者支援施設の所在地の都道府県が、当該支給決定を行った市町村にとって他県である場合など、遠隔地であった場合の対応はどうか。

(答)

- 同一都道府県である場合と同様に、支給決定を行った市町村と障害者支援施設の所在地の都道府県が連携して対応することとなる。

(公表)

問 17 障害者総合支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要となるのか。

(答)

- 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使することとなる。
- なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事案をまとめて公表することが必要となる。

#### 【使用者による障害者虐待】

(都道府県労働局の対応)

問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。

(答)

- 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において対応部署を決定し、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違反が認められれば、その是正を指導等することとなる。
- また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。

(都道府県から労働局への報告)

問 19 都道府県が使用者による障害者虐待の通報等を受けた場合には、市町村から都道府県への通知と同様に、「使用者による障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いたもの」を全て都道府県労働局へ報告するのか。

(答)

- お見込みのとおりである。
- なお、使用者による障害者虐待に該当するか疑義が生じた場合には、適宜都道府県労働局に照会等されたい。

### 【その他】

(市町村による対応)

問 20 住み込みで働いている障害者が、障害者虐待を受け一時保護が必要とされた場合の居室の確保は市町村の役割になるのか。

(答)

- 住み込みで働いている障害者が、例えば使用者による障害者虐待を受けており生活支援が必要な場合には、都道府県労働局が担当するのは法令違反に対する是正指導等であり、虐待を受けた障害者の一時保護等が必要となるのであれば、市町村において関係機関とも連携して迅速な対応を行う必要がある。

(通報等を受けた場合の措置)

問 21 障害者虐待防止法第 19 条では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る権限行使の規定があるが、学校や保育所等、医療機関における虐待に係る通報があった際には、どのような取扱いになるのか。

(答)

- 学校や保育所等、医療機関における障害者虐待に係る通報があった場合には、学校教育法や児童福祉法、精神保健福祉法等、各々に対応した法令により権限が行使されることになる。
- 市町村においては、これらの通報を受けた場合を想定し、通報を引き継ぐ機関を事前に確認し連携を図られたい。

(都道府県研修)

問 22 都道府県が障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村等の相談窓口職員に対して行う「障害者虐待防止・権利擁護研修」のカリキュラム等は、各都道府県において独自に定めてよいのか。

(答)

- 各都道府県において研修の実施方法や内容について定める際には、「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）」の内容を参考として、都道府県自立支援協議会等を活用するなどして検討を行っていただきたい。なお、「障害者虐待防止対策支援事業」の補助を受けて実施する場合は、実施要綱に沿って行う必要があるので留意されたい。

**【参照】**

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
（自治体向けマニュアル）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686498.pdf>

- 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
（施設・事業所従事者向けマニュアル）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>